

[HOME](#) > [東日本大震災関係インデックス](#) > 仮設住宅
東日本大震災関連情報

最終更新日:平成23年4月15日

東日本大震災り災世帯等に対する住宅の一時提供について

■東日本大震災り災世帯に対する住宅の一時提供

東日本大震災の影響により、住宅の倒壊等により自宅に居住できなくなった世帯等に、南相馬市内の応急仮設住宅、市営住宅、および定住促進住宅を、市が一時提供します。

1 住宅を一時提供する対象世帯

東日本大震災の影響により、自宅が倒壊、全焼、流出してしまった世帯、および福島第1原子力発電所から20km以内の避難指示区域に居住地がある世帯で、自力での住家の確保が困難な世帯等となります。

2 提供期間について

原則として、入居日から、平成24年3月31日までの期間とします。
なお、諸事情により期間内に退去できない場合、1年間の延長が可能です。

3 提供する住宅の種類

南相馬市内で、福島第1原子力発電所から30km圏外に建設する応急仮設住宅、同じく30km圏外にあり、空き室となっている市営住宅等とします。

4 入居世帯の優先順位等について

(1) 入居の順番について

住宅の状況等や事務手続きの関係で、提供の時期が異なります。
申請世帯の状況を勘案して、市が入居世帯を決定し、受け入れの準備の整った住宅から順番に入居していただくこととなります。

(2) 入居世帯の優先順位等について

上記「1 住宅を一時提供する対象世帯」に記載されている世帯の中で次の1～4の順に提供させていただきます。

1 基準日(3月11日)以前から南相馬市に住民票があり、現に南相馬市民である方のいる世帯で優先世帯(次のいずれか)に該当する世帯。

- ・乳幼児(3歳未満)のいる世帯
- ・妊婦のいる世帯
- ・3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ・高齢者(75歳以上)のいる世帯
- ・重度の障がい者のいる世帯

2 1の世帯で優先世帯に該当しない世帯。

3 市外から本市に避難を希望される世帯のうち4月15日の時点で避難所で生活されている世帯。

4 3の世帯で優先世帯に該当しない世帯。

なお、入居する住宅の地区や部屋数については、できる限り入居申請世帯のご希望や世帯構成員の数に配慮いたしますが、地区により住宅数に差があることから、地域により入居が遅れる場合や、必ずしもご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

また、申請した世帯が市の決定した住宅に入居ができないと判断した場合は、再度、他の住宅への割振りを行います。入居期日が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

※ すべての要件を満たしていても、用意できる戸数に限りがあることから、入居決定に至らない場合がありますのであらかじめご了承ください。

5 応急仮設住宅の管理について

- ・緊急避難措置としての一時的提供であるため、家賃・敷金は無料となります。
- ・光熱水費、共益費、駐車場料金等は入居世帯の負担とします。
- ・ペットは、飼い主のしつけが行き届いても、その生態、習性などが他の居住者に対し不快感を招く恐れがあるため禁止となります。
- ・修繕等は、入居者の故意または過失等がある場合は入居者負担とし、それ以外は行政が行います。
- ・団地ごとに自治会を組織し、代表者(世話人等)を決めていただき団地内の連絡と調整、および市との連絡体制を図るようにします。
- ・退去に伴う修繕費は無料とします。ただし、入居された方の故意又は過失により、通常の使用状況を超える著しい施設の破損・改修等があった場合は、修復に要する費用の負担をお願いすることになります。

6 申込みの手続き

申込みの受付は、電話、FAX、郵送、Eメール、窓口で行います。

- ・電話の場合は、世帯構成員の氏名・性別・年齢、4月15日時点での住所地、世帯の皆様の現況等、必要事項をお尋ねしながら聴き取りをして申請書を作成し受付します。
- ・FAXの場合は、申請書に必要事項を記入して表面のみ送信ください。
- ・郵送の場合は、申請書に必要事項を記入して5月6日(金)必着で送付してください。なお、現在郵便事情により郵便物が遅配傾向にありますので、郵送の際は余裕を持って郵送するか速達で送付する等の対応をお願いします。郵送料については自己負担となります。
- ・Eメールの場合は、申請書をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、その申請書データを添付してパソコンから送信してください。携帯電話からのべた打ちの申込みは受付できませんのでご注意ください。
- ・受付窓口で直接申込みされる方は、南相馬市民文化会館または鹿島区建設課へお越しください。

※募集開始直後は、受付窓口の混雑が予想されます。先着順ではありませんので、落ち着いた対応にご協力をお願いします。

※直接受付窓口に来られる方は駐車場の混雑が予想されますので、乗合わせや近隣の公共施設等の駐車場をご利用ください。

※入居決定後に、り災の事実がないことが後日判明した場合、また、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

- ・申請書の様式はこちらです。ダウンロードしてご利用ください。
 - 南相馬市仮設住宅等入居申請書 (Excell:50KB)
 - 南相馬市仮設住宅等入居申請書(記入例) (Excell:40KB)

7 申込受付窓口等について

(1) 申請書の受付窓口

- ・来庁申込:南相馬市民文化会館(ゆめはつと)特設会場
鹿島区所建設課(鹿島区役所2階) ※窓口受付のみ
- ・電話申込 0244-23-7635

0244-23-7637
0244-23-7638
0244-23-7642

・FAX申込 0244-23-7590
0244-23-7591
0244-23-7593
0244-23-7595

・メール申込み okyukasetu@city.minamisoma.lg.jp

・郵送申込先 〒975-8686 南相馬市役所内 仮設住宅等担当 宛

(2) 第1回受付期間
平成23年4月15日(金)～5月6日(金) (土日を含む)
午前9時～午後7時

(3) 選定された入居世帯への通知
入居世帯の選定後、速やかに申請者に対し電話等で通知します。

(4) 募集する仮設住宅等
場所の指定はできませんが、今回(4/15現在)募集する505戸の仮設住宅等は以下のとおりです。

住宅の別	募集箇所	所在	形状	募集戸数	入居条件
仮設住宅	前田団地敷地内	鹿島区寺内字前田地内	2K	81戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	三里団地	鹿島区寺内字三里地内	2K	40戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	前川原グラウンド	鹿島区角川原字前川原地内	2K	76戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	西部コミュニティセンターグラウンド	鹿島区小池字原畑地内	2K	66戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	小池私有地2	鹿島区小池字原畑地内	2K	26戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	小池非農用地	鹿島区小池字原畑地内	2K	127戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
仮設住宅	小池私有地3	鹿島区小池字原畑地内	2K	48戸	優先世帯で単身世帯から5人程度の世帯まで
定住促進住宅	旧雇用促進住宅(鹿島宿舎)	鹿島区寺内字古川地内	3DK	35戸	優先世帯で6人以上の世帯
市営住宅	前田団地	鹿島区寺内字前田地内	3DK	6戸	優先世帯で6人以上の世帯

8 その他の留意事項

電気設備、風呂およびガス台は設置してありますが、電気器具等は入居者が準備することになります。

■ 市外から本市に避難されている皆様へ

現在、福島県を中心に、南相馬市民以外の皆様を含めた、り災者を対象とする応急仮設住宅の提供の準備を急いでおります。順次、県から情報提供の見込みですので、しばらくお待ちください。
南相馬市以外の応急仮設住宅の整備の状況や募集時期等については、下記にお問い合わせください。

※福島県土木部建築住宅課 相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698

024-521-7867

■ お問い合わせ先

総合窓口:南相馬市役所 建築住宅課

電話:0244-24-5253

FAX:0244-24-6151

南相馬市災害対策本部 電話:0244-24-5232

[このウェブサイトについて - リンク・著作権 - プライバシー・ポリシー - ホームページへの意見](#)

Copyright (C) 2005 Minamisoma city. All Rights Reserved.